

東京都中小企業従業員融資制度のご案内

東京都では、都内に在勤又は在住の中小企業従業員の方に生活資金を低利で融資しています。

	さわやか（個人融資）	すくすく・ささえ（子育て・介護支援融資）																				
お申し込み条件（右の条件をすべて満たす方）	<p>○お勤め先の会社等が下表のいずれかに該当している方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">会社等の業種</th> <th style="font-size: small;">資本金・出資金 又は 従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小売業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下 又は 50人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の業種</td> <td style="text-align: center;">3億円以下 又は 500人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>○現在の勤務先に6か月以上勤務している方</p> <p>○現住所に3か月以上居住し、勤務先が住所のいずれかが都内にある方</p> <p>○年間収入（税込み）が800万円以下の方</p> <p>○住民税を滞納していない方</p> <p>○借入金の使い道が生活の安定のためであり、返済の見込みのある方</p>	会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数	小売業	5千万円以下 又は 50人以下	サービス業	5千万円以下 又は 100人以下	卸売業	1億円以下 又は 100人以下	上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下	<p>○お勤め先の会社等が下表のいずれかに該当している方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">会社等の業種</th> <th style="font-size: small;">資本金・出資金 又は 従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小売業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下 又は 50人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の業種</td> <td style="text-align: center;">3億円以下 又は 500人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>○現在の勤務先に6か月（育児・介護休業者は1年）以上勤務している方</p> <p>○現住所に3か月以上居住し、勤務先が住所のいずれかが都内にある方</p> <p>○妊娠中の方、子育て期間中の方、介護休業中の方、要介護認定又は要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方</p> <p>*子育て期間：妊娠から子が20歳に達した日以後の最初の3月31日まで</p> <p>○住民税を滞納していない方</p> <p>○借入金の使い道が子育て・介護に必要な費用又は育児・介護休業中の生活のためであり、返済の見込みのある方</p>	会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数	小売業	5千万円以下 又は 50人以下	サービス業	5千万円以下 又は 100人以下	卸売業	1億円以下 又は 100人以下	上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下
会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数																					
小売業	5千万円以下 又は 50人以下																					
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下																					
卸売業	1億円以下 又は 100人以下																					
上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下																					
会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数																					
小売業	5千万円以下 又は 50人以下																					
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下																					
卸売業	1億円以下 又は 100人以下																					
上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下																					
融資額	70万円以内 特例 100万円以内（医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合）	100万円以内																				
年利	固定金利 1.8% （2024年4月1日現在）	固定金利 1.5% （2024年4月1日現在）																				
返済期間	3年以内（借入額が70万円超の場合は5年以内）	据置期間後5年以内 *据置期間 ○子が1歳6か月に達するまでの育児休業期間 *産後休業に引き続いての育児休業が承認済であれば、産後休業期間も据置期間に含むことができます。 ○介護休業期間（12か月を限度） *据置期間とは、元金の返済を据え置き、利息だけを返済する期間です。																				
必要書類等	<p>【お申込み時】</p> <p>○ご本人の源泉徴収票（又は給与明細書）</p> <p>○資金使途を証明する書類（70万円を超える場合）</p> <p>○健康保険証の提示</p> <p>○印鑑</p>	<p>【お申込み時】</p> <p>○ご本人の源泉徴収票（又は給与明細書）</p> <p>○資金使途を証明する書類</p> <p>○健康保険証の提示</p> <p>○印鑑</p> <p>【その他資金使途に応じて】</p> <p>○母子手帳、子の健康保険証または戸籍謄本等の親子関係を確認できる書類の提示</p> <p>○子の入学、在学が確認できる書類</p> <p>○要介護・要支援認定を受けていることを証明するもの</p> <p>○育児休業・介護休業の取得を証明するものなど</p>																				
申込先	中央労働金庫都内本支店・ローンセンター	中央労働金庫都内本支店・ローンセンター及び都内信用組合																				

※個人融資、子育て・介護支援融資ともに、金融機関による審査があり、ご希望にそえない場合もございます。

令和6年4月1日から、個人融資の教育費に係る融資額の特例が改正されます。詳しくはお問い合わせ下さい。

お問い合わせは

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 TEL 03-5320-4653

〈TOKYO はたらくネット〉 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/kaizen/fukuri/yushi/index.html>